

## ■ 2020年3月5日 一般質問

壇上からの質問は、原稿を転載しました。ただしその場で読み替えている部分もありますが、それは反映されていません。

答弁と再質問は録音から文字をおこしたものです。内容を変えないように、てにをはや言い回しなどを訂正しています。また補足説明をしている部分は（ ）で示しました。

正式なものは、議事録をご覧ください。

### ○櫛引ユキ子副議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。一般質問を続行いたします。十番吉俣洋議員の登壇を許可いたします。——吉俣議員。

### ○よしまた洋議員

日本共産党の吉俣洋です。

冒頭に一言、新型コロナウイルスの問題で所見を述べます。

感染者数が、クルーズ船での感染を含めて1,000人を超えたと報じられました。いま必要なのは、事実と科学的知見にもとづいた迅速な対応です。そして国による財政支援です。

安倍首相による一斉休校要請が困惑をひろげているだけに、県には、県民によりそう相談体制をつくり、柔軟で現実に即した対応を求めます。検査と医療の体制を強化し、経済的な支援の検討を急ぐように求めます。

通告に従い、一般質問を行います。

私は子どもが2人いますが、さる3月1日、下の子が高校を卒業しました。子育ては苦勞も多いですが、それ以上に喜びも多く、人格の完成に向けた成長過程を共にすることで、たくさんのかたを学ばしてもらいました。

この経験を振り返りつつ、子育て支援の前進のために県政で求められていると思うことを提起します。四つのテーマで述べます。

一つ目のテーマは、子育てに対する直接支援を抜本的に強化することです。3つの課題について質問します。

最初に、病児保育についてです。

子どもが病気であっても預けることができる病児保育所の存在に何度救われたか分かりません。共働き世帯にとってもひとり親世帯にとっても大きな役割を果たしていると思い

ます。

まず、県内の病児保育事業の実施状況についてうかがいます。

次に、病児保育事業の推進に関する県の考え方をお聞きします。

子ども医療費助成についてお聞きします。

本県では、所得制限の緩和など、子ども医療費無料化が少しずつ進んできましたが、それでも助成の対象は就学前までにとどまり、4歳以上は一部自己負担があります。知事は議案の説明で、特に力を入れたいこととして、若者・女性の県内定着と還流の促進、および結婚・出産・子育てしやすい環境づくりだと言いました。そうであれば、さらに大胆な一歩が必要です。

そう思う事情があります。県内すべての市町村の医療費助成が県以上に進んでいるという現実です。入院・通院ともに中学卒業まで無料にしている自治体は9割を超えました。入院だけをみれば、県内すべての自治体が小学校卒業まで無料になっています。

この現実をふまえて、2つのアプローチで抜本策と緊急策をそれぞれ講ずることを求めます。

一つ目のアプローチは県自身の努力です。

いま県が医療費助成の対象をひろげれば、それは市町村の子育て支援を大きく後押しします。県内の子育て環境の抜本的な改善に寄与することは間違いありません。

県が市町村に行う子どもの医療費助成の対象を、小学校卒業まで拡大すべきと考えます。県の見解をうかがいます。

また当面の課題として、自己負担の問題があります。

県は、入院も通院も4歳以上から就学前まで自己負担を求めています。現実には、「自己」の負担ではなく自治体の負担になっ

ています。県が市町村に行う子どもの医療費助成の保護者の一部負担は廃止すべきと考えます。県の見解をうかがいます。

もう一つのアプローチは、国に何を働きかけるのか、という問題です。

県は、子ども医療費の無料化は、「本来、国の制度で実施すべき」というスタンスです。私もそう思いますし、そうなるように力をつくす決意です。これが実現できれば抜本的な改善をはかれます。

同時に、当面の問題として、現物給付に対して国が行っているペナルティ——国庫負担の減額調整があります。

本来、医療費の窓口負担のあり方と国保会計は無関係であり、これをリンクさせ制裁を科すやり方は極めて理不尽です。不必要な受診を抑制するための制度だと説明されますが、すでに多くの市町村が窓口負担をなくしている以上、この目的は意味をなしていません。なにより、窓口負担の有無によって必要な受診か不要な受診かを分別できるとするにたる論拠もありません。

就学後の子どもの医療費に係る助成の実施に伴い国保国庫負担金が減額調整されているが、全面的に廃止すべきです。県の見解について伺います。

直接支援の3点目は、大学に進学する際の支援です。

私の子どもが首都圏の大学を受験したので付き添いで行ってきました。学内の掲示板に、全国の自治体が行っている奨学金制度の案内が張り出されていました。いくつか紹介します。

例えば岐阜県。「大学卒業後、岐阜県内に居住し、県内企業等で就職した場合、奨学金全額の返還が免除されます」と書かれていて、県内出身者を対象に40名の募集でした。

また徳島県もありました。こちらは、「県内に就職する人の奨学金の返還を支援します。学部・業種は問いません」とありました。出身も問わず、定住が条件で、150名の募集です。

奨学金制度についてはこれまでも、社会の入り口に立った瞬間から数百万円の借金を背

負わされるものとして問題視されてきました。日本ではさらに、大学の学費が物価水準以上の急速な高騰を続けてきた問題もあります。貸与制の奨学金と高学費という2つのハードルは、世界に例のない異常な壁となって若者の未来を閉ざし、ひいては日本社会の活力を奪っています。

日本政府が2012年になってようやく留保を撤回した国際人権A規約13条(c)項が求めるように、高等教育の漸進的無償化が国際基準です。いま米国では、学費ローン債務の免除を掲げているサンダース氏が大統領選挙の予備選で旋風を起こしていますが、これが国際潮流です。青森県においても、何らかの形で若者を直接応援する給付制奨学金の実施が求められています。

若者の県内定着に向けて、給付型奨学金を設けるべきだと考えます。県の見解をうかがいます。

子育て支援の二つ目のテーマは、学校のなかに人間らしさを、ということです。教員と生徒の両面から問います。

まず教員に関わる問題です。

先生方の人間らしさを保障する問題として、臨時講師を含む待遇改善の課題とともに、多忙化の問題があります。ところが政府は、多忙化を加速させるかのように、公立学校の教員に1年単位の变形労働時間制が導入できるようにしてしまいました。

今後、条例制定という問題に直面していきますが、その際、国会審議や付帯決議でいくつかのハードルが設けられたことを忘れてはなりません。

もっとも大きなハードルは、勤務時間の縮減です。「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に記された月45時間、年間360時間以内という残業の上限について、①すべての教員がそれ以下となり、②その教員が守れないと分かった場合、途中ででも活用の指定をやめる、ということが導入の前提です。いま、そんな実態はあるのでしょうか？

県立学校における教員の時間外勤務の状況

についてうかがいます。

教員全員の残業時間をガイドライン以下にするための最低限の前提は、勤務時間の正確な管理です。萩生田文科大臣は国会で、「客観的な方法等によって勤務時間管理は不可欠」としたうえで、「一年単位の変形労働制の実施に当たっては、勤務時間管理が徹底されていなければ導入することはできないものと考えております」と答弁しています。

そこで伺います。県立学校における教員の勤務時間について、県教育委員会ではどのように把握しているのでしょうか。答弁をお願いします。

最低でもこの2つをクリアできなければ、変形労働制の導入に向けた条例化はありえません。教職員をふやすことこそ、教職員の多忙化解消の大道だということを強く指摘しておきます。

もう一つは、生徒が学校の中で人間らしく過ごせているだろうか、という問題です。県立高校の校則の問題についてお聞きします。

いま全国でブラック校則が問題になっています。県内でもよく聞くのは、何のために存在しているか分からない校則があまりにも多い、という声です。

もとより校則はアンタッチャブルな存在ではありません。文部科学省が出している生徒指導提要には、校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で定めるとし、絶えず積極的に見直さなければならない、と明記されています。そして見直しの過程に児童生徒が何らかの形で参加することは、児童生徒の主体性を培う機会にもなる、と書かれています。社会通念に照らした合理性と、生徒の参加という二つの角度は、校則を考える際に大事な視点だと思います。

子どもの権利条約 12 条には、子どもたちの意見はその成熟度に応じて正当に重視されるべきとされています。校則が、子どもの意見表明権を満たすべきであることは論を待ちません。

そこで校則のあり方について、県教育委員会の考え方をお聞きします。

子育て支援の三つ目のテーマは、学校の安全性の問題です。学校での除草剤の使用についてお聞きします。

青森市議会で、グリホサートを含む除草剤が小学校 5 校、中学校 5 校で使用されている実態がわかりました。学校長の判断で行われています。グリホサートとは、2015 年に WHO の専門機関（IARC 国際がん研究機関）によって発がん性物質に分類され、それ以降、世界各国で使用削減・禁止に動いているものです。2018 年には米国で、グリホサートを含んだ除草剤を実質的な原因としてガンが発症したと、製造会社に賠償を求める判決が出ています。

青森市では同時に、市管理の公園や墓地ではグリホサートを含んだ除草剤は使われていません。市民の安全性を考えてのことだと思います。

問われているのは、除草剤の使用一般ではありません。公園や墓地、そして多くの学校では使用されていないものを、「疑い」の段階とはいえ、発がん性が指摘されているのに、あえて成長期の子どもたちが過ごす場所で使ってもいいのか、ということです。

県のがん対策推進条例では、「がんの予防に必要な注意を払うこと」を県民に求めています。この要請に従って質問します。

まず、公立学校における除草剤の使用状況及び使用に対する県教育委員会の考え方をうかがいます。

次に、県管理河川や青い森公園、青い森セントラルパークにおける除草剤の使用の有無とその理由についてうかがいます。

4 つ目のテーマは、医療的ケア児への支援体制についてです。

昨年、東京の国立成育医療研究センターに併設されている医療型短期入所施設「もみじの家」に視察に行きました。保育事業を位置付けたり、家族の部屋を充実させたりと、子どもを中心に家族によりそった運営は印象的でした。

大事だと思ったのは、制度や資金など困難があっても、「子どもたちと家族のために乗り越える」という姿勢が貫かれていることで



す。本県でもこうした努力は関係者によって続けられています。そのすべてに敬意を払いながら、いくつかのことを質問します。

まず、医療的ケア児の支援体制の整備について、県としてどのように推進していくのかがいます。

次に、県がとりくんできた実態調査についてです。10月の決算特別委員会で確認しましたが、この調査のなかには要支援者名簿への登録状況調査も位置づけられています。

医療的ケア児の実態調査結果についてうかがいます。

保育所への入所の問題について聞きます。この分野では、入所先を探すための家族の負担軽減ということも大命題ですが、入所する側の条件を整えることも重要です。保育体制全体への支援を強化しながら、医療的ケア児の受け入れ条件を拡充するための独自のとりくみが求められています。

保育士による喀痰吸引研修が始まるなどの変化もおきていますが、保育所等における医療的ケア児の受け入れ促進のための県の取り組みについてうかがいます。

さらにもう一点お聞きしたいのは、就学後のことです。決算特別委員会では公立学校に入学する場合のことを聞いたので、今日は特別支援学校のケースについてお聞きします。

検討部会のなかで、「特別支援学校の建物をつかって放課後児童会や放課後デイの実施はできないか？」という問題提起がありました。障害の有無にかかわらず、どの子の親にも同じ条件を保障する必要性を考えると、当然の要求です。もちろん事業実施に向けた課題は多いと思いますが、これが不可能だという法的規制はないはずです。

そこでお聞きします。県立特別支援学校の施設において医療的ケア児に放課後デイサービスなどの提供を希望する事業者に対して、施設の貸し出しを行うことは可能でしょうか？ 答弁をお願いします。

6月の一般質問で紹介した医療的ケア児の女の子は、最初に会ったときは仰向けに寝たまま、それでも動き回る姿に感銘をうけたものです。久しぶりに会ったら、補助器具を使いつつながらですが、両足で歩いてたのでびっく

りしました。来年度から小学生です。お母さんが言うには、最初は足の裏をつくことすら違和感があったそうです。そこから始まった格闘が、いまは乗り越えたものになっています。様々な支援を受けながら、この子が発揮したエネルギーを考えたとき、すべての子どもの可能性がいかんなく発揮できる世の中になれば、すごい青森県になるなど思いました。足の裏をつく——文字通り一步を踏み出すことへの勇気は一人ひとり違うかもしれませんが、そのすべてを支える体制がさらに充実するように、私も努力をつくす決意です。

ここで視野をひろげて、国際政治の焦点となっている2つのことを県政に引き付けてお聞きします。

まずは核兵器禁止条約についてです。

ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が昨年11月に長崎市で行ったスピーチにしても、日本仏教会がHPでヒバクシャ署名への賛同を呼びかけるようになったことをみても、核兵器禁止条約の批准を求める声は立場の違いを超えて確実にひろがっています。

私は来月、日本原水協代表団の一人としてニューヨークに行く予定です。核不拡散条約の第10回再検討会議に呼応して開催される世界大会に参加し、核兵器禁止条約の発効を求めて声をあげてきます。

日本政府は唯一の被爆国であるにもかかわらず、この条約に署名していません。県は政府に対して、核兵器禁止条約への署名・批准を求めるべきと考えます。知事の見解をうかがいます。

もう一つはジェンダー平等の課題です。ジェンダー平等社会の実現は、SDGsの5番目のゴールに設定され、すべての目標にジェンダーの視点がすえられました。ところが日本は、ジェンダーギャップ指数が発表されるたびに下落し、最新のものでは153ヶ国中121位とこれまでで最低です。

3日の参院予算委員会でこういう一幕がありました。わが党の小池晃書記局長が、女性にだけパンプスやヒールなどの高い靴を強い

ることに抗議する #KuToo 運動を紹介し、総理の見解を聞いたことに対し、首相が「職場での服装に関し、苦痛を強いるような、合理性を欠くルールを女性に強いることは許されない」と答弁しました。小池氏が「大変勇気づけられる答弁だ」と評価し、朝日新聞は、「犬猿の仲で知られる『政敵』が国会論戦で意気投合」と報じました。

ジェンダー平等を求めて声をあげている人がたくさんいます。それにこたえて、党派を超えて取り組む課題です。

ジェンダー平等の実現に向けて県はどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

具体的には、働く場でのジェンダー平等、民法・戸籍法に残る差別的規定の一扫、性暴力の根絶と刑法改正、LGBT / SOGI の権利保障などが課題となっています。すでにいろいろな努力があり、例えば県男女共同参画センターのホームページにあるジェンダーチェックは、ジェンダー規範を自覚するための分かりやすいツールになっていると思います。

今日は、婦人相談員の問題についてお聞きします。

昨年6月の参院厚生労働委員会で、当時の根本厚生労働大臣は婦人相談員について「DV被害などが増大しているもとの、高い専門性と切れ目のない継続的な相談支援を行うことが求められている」と答弁しています。ところがその待遇は、全国では8割が、本県では全員が非常勤です。被害女性の自立を支援する方々が、経済的に自立できる待遇にあるのか、ということが問われています。女性支援の専門職・専任職として配置し、研修の義務化、雇用条件、処遇の改善が必要です。ジェンダー平等の実現に向けて大事な役割を果たしている婦人相談員について、県の配置状況と専門性を高めるためのとりくみについてお答えください。

次に新旧の陸上競技場の利活用についてうかがいます。

旧陸上競技場の存続を求める声があがっています。私も何らかの形で存続が望ましいと考えています。

県はこの間の答弁で、施設の老朽化の度合いや安全性の確認を行った上で、今後の活用について検討するとしてきました。まず耐震調査の結果と今後の方針についてうかがいます。

また、継続利用を望む声に対応するためには青森市の協力が不可欠だと考えますが、県の考えをうかがいます。

新陸上競技場ですが、先日私のところにバリアフリー対応の問題で意見が寄せられました。すぐに現地に行き、車いすに乗って調査をしてきました。今後、利用者が増えれば増えるほど新たな目で気づくことも多くなるでしょう。寄せられた意見には真摯にこたえ、柔軟に対応することがますます必要になってきます。

そこで、新陸上競技場におけるバリアフリーの考え方と障害者のニーズにどう対応するかうかがいます。

最後に、エネルギー問題についてうかがいます。

国際エネルギー機関（IEA）の日本代表委員をつとめた松宮輝（ひかる）さんが、福島第一原発事故を振り返って書いた一節を紹介します。

「相次ぐ爆発に、あたふたと迷い慌てる東電・政府の姿が連日報道された。日に日に世界は白くなっていった。わが国の原子力技術を疑うよりも前に、その究極の安全性を安易に信じていたわが知能を疑ったからである。そして、人類は、原発をめぐる、歴史的な新局面に遭遇したと実感する」。

まもなく福島原発事故から9年たちます。いったん事故が起きれば、ふるさとが丸ごと奪われるのが原発だということを忘れてはなりません。松宮さんの言葉を借りれば、「究極の安全性を安易に信じていた」知能への反省も風化させてはならないと思います。

現在、県内の原子力施設は規制基準にもとづく適合性審査が続いています。この基準は、「世界で最も厳しい」などと形容されますが、仮にこの基準に合格してもヨーロッパでは運転できません。コアキャッチャーや水位、圧

力、温度の計装装置の改良などがないからです。

この点は県議会でも繰り返し議論されてきましたが、県はそのたびに、「規制基準で要求しているのは満足すべき性能水準であり、それを実現する技術を指定しない、技術の進歩に合わせて事業者が選択できるような仕組みにしている」と答弁しています。そこで、規制基準は本当に「満足すべき性能水準」となっているのか、ということに焦点をあてたいと思います。事故時の放射能の拡散防止という点に絞ってお聞きします。

原則は「止める、冷やす、閉じ込める」だと説明されてきました。しかし格納容器にはベントが設置され、格納容器の圧力や水素濃度が上昇すれば、放射性物質を含む気体を外部に排出します。そのベントは2種類設置されます。

一つはフィルタベントです。放出される際、放射性物質はフィルタによって軽減されるとはいえ、「閉じ込める」ことにはなりません。

もう一つは耐圧強化ベントです。こちらはフィルタすらついていません。

これでは県が言う「満足する性能水準」に遠く及ばないのではないのでしょうか。

お聞きします。東通原子力発電所では、格納容器破損防止対策として放射性物質除去フィルタのない耐圧強化ベント系が設けられています。この設備はどのような事態に用いることを想定しているのか、お答えください。

そもそも規制基準は、発足当時の規制委員長である田中俊一氏が「絶対安全っていう意味で安全ということをやったわけではない」と述べたように、絶対的な安全性を担保するものではありません。さらに設置許可基準の策定には、原子力規制委員会の専門的技術的裁量が認められています。したがって、県は県の立場で県民の安全を守るために、その裁量の度合いを見極める必要があります。

県は独自に県内原子力施設に対する安全性等の検証を行うべきだと考えます。答弁を求めます。

原発関連施設は、安全性の問題とともに必

要性という問題にも直面しています。核燃料がサイクルしないという現実のもとで、搬出先の見通しもなく、使用済み核燃料を搬入すべきではありません。

中間貯蔵施設についてお聞きします。

運び込まれる使用済み核燃料の搬出先は、再処理施設ではあっても、六ヶ所村に建設中の再処理工場ではないはず。受け入れ時の県民説明会で東京電力が、「六ヶ所再処理工場へ搬出するという認識ではない」「六ヶ所に続いて建設される施設に搬出することになる」と説明しているとおりです。

あらためて確認します。むつ市の使用済み燃料中間貯蔵施設で一時貯蔵された後の使用済み燃料について、どこで再処理されるのか伺います。

六ヶ所再処理工場すら動かないのに、それに続く再処理施設のメドもないまま中間貯蔵施設を動かすことは、行き先のない核のゴミの受け入れを増やすことになりかねません。きっぱりと中止を求めます。

エネルギー問題の未来は、省エネとともに再生可能エネルギーにあります。それは人口減社会のエネルギー構造としても有力なものです。

もちろん、再生可能エネルギーなら何でもいいというわけにはいきません。原発で問題になったスタイル——発電地と消費地が分離し、電気生産の利益がもっぱら首都圏に流れ込み、環境負荷が大きいという構図は、発電エネルギーの違いによらずに発生しうる問題です。したがって、再生可能エネルギーを地産地消で、地域循環型で、環境共生型でどう推進するかこそが問われています。

この点のヒントを探りたいと思い、1月、福島県に調査に行きました。福島県は、原発事故があったという事情はありますが、戦略ビジョンが明確です。「原子力に依存せず持続的に発展可能な社会づくり」という基本理念をすえ、県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すことを2040年までの目標にし、地域を主体に、人材と組織づくりに県もかかわることで雇用と経済に結び付けようとしています。



本県ではどうか。エネルギー産業振興戦略では、2030年の再生可能エネルギーの導入見込み量は、すべての電力のうち約36%程度にとどまり、この試算も、「現在、県内で予定されている発電計画等が実現することを前提としており、今後の新規計画は見込んでいない」というものです。これでは「現状を眺めているだけ」ということだけで、しかも、山林を削って設置されるメガソーラーなども前提となってしまいます。

地産地消・環境共生・市民参加などの基本原則にたつて、再生可能エネルギー導入の野心的な目標と戦略をもつべきです。

エネルギー産業振興戦略に掲げる戦略プロジェクト推進に向けた取り組み状況についてうかがいます。

福島県のとりくみで印象深かったのは、住宅用の太陽光発電でした。県や市の助成があり、私がお邪魔した喜多方市では、設置費用の1割は補助金でまかなえるということでした。いま卒FITを見込んで、蓄電池への補助が始まるそうです。FIT目的から自家消費目的への転換ということで、そうなれば、防災との関係でも力を発揮するということでした。

本県のエネルギー産業振興戦略でも太陽光発電については、「今後さらなる導入を図るためには、送電線への負担の少ない『住宅用』の太陽光発電の普及を中心に、エネルギーの地産地消に適した分散型電源としての利用拡大を図る必要がある」と位置付けており、この分野で踏み込んだ施策を展開することに矛盾はないはずです。

本県においても、住宅用太陽光発電の普及を図るため、補助制度を創設し設備導入経費に対する支援を行うべきであると考えますが、県の考えをうかがいます。

福島では、農地に太陽光発電設備を設置し、農作物生産と太陽光発電を同時に行うソーラーシェアリングへの意欲も感じてきました。国の補助制度もあります。制度設計をしっかりとやれば、農業生産と十分両立し、副収入として大きな魅力をもっているとのことでした。本県においても本腰を入れた普及が待たれていることも指摘し、質問を終えます。

ありがとうございました。

○三村申吾知事

吉俣議員にお答え致します。

私からはまず、医療的ケア児の支援体制の整備についてでございます。

私はすべての県民が生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができる保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築に取り組んできたところであります。その中で障がい者の方々が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦におきまして、障がい者等が自立し安心して暮らせる共生社会作りを施策の一つに掲げ、各種取り組みを進めております。

特に近年の医療技術の進歩等を背景とした医療的ケア児の増加を踏まえ、平成30年度から、青森県障がい者自立支援協議会に、保健医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関及び当事者団体に所属する方々を委員といたします医療的ケア児支援体制検討部会を設置致しております。その部会の中で医療的ケア児が心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるよう、医療的ケア児支援に係る議題やその解決策を議論し、具体的な事業の実施に取り組んでおります。

今後とも、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関一体となって支援体制の整備に取り組んで参ります。

つづきまして核兵器禁止条約についてでございます。

核兵器禁止条約に対する政府の対応は核兵器の廃絶を目指すという基本的立場に立ったうえで、慎重な検討により判断されたものと認識をいたしてるところでございます。

世界平和への思いは人類普遍のテーマであり、政府においては国民の平和に対する思いをしっかりと受けとめ、核兵器のない世界の実現に繋げていただきたいと考えております。

私といたしましても、人類の悲願であります核兵器のない平和な世界を強く願うところでございます。

ジェンダー平等の実現に向けての取り組み

でございます。

私は、本県の経済地域社会の活性化を図っていくためには、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、多様な価値観を認め合いながら、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、自らの意志と選択に基づいて自分らしく生きていくことができる男女共同参画社会の実現が重要であると考えているところでもあります。

このため、青森県基本計画「選ばれる青森」の挑戦におきまして、計画の推進に共通して必要な取り組みとして、男女共同参画の推進を位置付けております。また男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的な計画であります、男女共同参画プランを策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきたところでもあります。

現代の第四次青森男女共同参画プラン 21 においては、男女が分かち合い、支え合う青森県を目指し、政策方針決定過程の女性の参画拡大や女性に対するあらゆる暴力の根絶、男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革などに取り組んでるところでございます。

今後とも、市町村、関係機関、民間団体、企業等と連携をしながら、より一層、総合的、効果的にこの施策を推進していきたいと考えているところでございます。

#### ○橋本恭男企画制作部長

若者の県内定着に向けて、給付型奨学金制度を設けることに対する県の見解についてお答えいたします。

給付型奨学金については、経済的理由で就学が困難な優れた学生を支援するため、平成 29 年度から国が実施しており、令和 2 年度からは、高等教育の就学支援新制度の一環として、授業料等減免制度の創設と合わせ、支給の拡充が行われることとなっているところです。

また、吉俣議員が紹介されました他県の事例につきましましては、奨学金返還支援制度によるものもあるところです。

いっぽう本県では、緊急性の高い生活困窮世帯むけの対応として、平成 28 年度から生

活保護世帯等を対象とした県独自の大学入学準備奨学金を創設し、大学受験・入学時の一時的経費に対する支援を行っているところであります。給付型奨学金制度については十分な学力や能力を有しているにもかかわらず経済的なで進学できない学生を支援することが本来の目的です。

その上で、高校卒業段階から他県に比べて県外就職の割合が高いなど、若者の県内定着にかかる本県の状況も考慮しながら、対象者や進学先、卒業後の県内定着など様々な要件と効果等を十分に検討することが必要と考えています。

県といたしましては、国の動向や県内企業、学生のニーズなどを踏まえたうえで、本県の実情に合った効果的で実現可能な方法を幅広く検討していきたいと考えているところです。

#### ○有賀玲子健康福祉部長

ご質問 8 点についてお答えいたします。

まず、病児保育の県における事業の実施状況についてでございますが、県内における病児保育事業の箇所数は令和 2 年 2 月末時点で 18 市町村 33 ケ所であり、その定員は 142 人となっております。

なおこのうち、国庫補助の対象となっているのは 29 ケ所であり、企業主導型保育施設等の自主事業として実施しているのが 4 ケ所となっております。

次に病児保育事業の推進に関する県の考え方ですが、県ではこれまで平成 27 年度にモデル事業を実施したほか、青森県病児保育事業スタートアップマニュアルを作成しその普及をはかってきたところです。

これらの取り組みにより、県全体での病児保育の実施箇所数は、平成 26 年度の 10 市町 16 ケ所から増加しており、一定の成果が得られたと考えています。

しかしながら、のびのびあおもり子育てプランに定める事業目標に対する平成 30 年度の利用実績の割合は約 30%にとどまっております。その背景としては、利用児童数が少ない地域での事業者の経営負担が大きいこと、また必要とされている保育士及び看護師



の人材確保が困難であること等が考えられます。

県としては、研修会等を通じて市町村をはじめとする関係者に実施を働きかけ、県内における病児保育事業の拡充を進めるとともに、国に対して更なる制度の改善を働きかけていきます。

次に子どもの医療費助成について。

医療費助成の対象を拡大すべき、とのことですが、本県が対象としている小学校就学前という基準は、全国の半数近い都道府県が採用しているところです。県はこれまで、対象年齢の拡大や所得制限の見直しなどを行い、制度の充実を図ってきましたが、平成30年10月には、保護者の所得制限の上限額をそれまでの約2倍に引き上げて対象を拡大しています。

県では子どもの医療費助成は全国一律の安定した制度として国が行うべき重要な少子化対策であると考えており、今後も様々な機会を捉えて国に働き掛けていきたいと考えております。

次に市町村が行う保護者の一部負担の廃止ということですが、この子どもの医療費の助成における未就学児保護者の一部負担免除については、県内すべての市町村が実施していますが、これらは各市町村がご判断して行われているものになります。県では子どもの医療費助成は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることの環境づくりを進めるためのものであり、今後も継続して実施すべきものと考えております。このため、限られた財源の中で将来にわたって持続可能な内容とすべきであり、一定の負担を求めることは止むを得ないと考えております。

次に就学後の子どもの医療費に係る助成の実施に伴う国保国庫負担金の減額調整についての見解ですが、国は平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成について国庫負担金の減額調整を行わない見直しを行ったところです。県としては国の見直しは、制度の改善になったものの、国庫負担金の減額調整措置は講じられるべきでないと考えており、全面的に廃止するよう、引き続き全国知

事会等を通じて国に要望していくこととしていきます。

続きまして、医療的ケア児の支援体制についてということで、まず実態調査結果でございます。

今年度実施した実態調査においては、市町村に加え、県内医療機関や訪問看護事業所、県教育委員会にも同様の調査を依頼したところ、医療的ケア児指数の推計値は166人となっており、昨年度の市町村のみで実施した調査結果による推計値111人を大きく上回りました。年齢別では0歳児から5歳児までの未就学児童が71人と最も多く、全体の約43%を占めるとともに、医療的ケアの種類別では、複数回答で、痰吸引が最も多く75人、ついで経管栄養が65人となっています。

また災害時の医療的ケア児の円滑かつ迅速な避難体制の確保が図られているか確認するため、当該医療的ケア児が災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿に掲載されているか調査を行ったところ、市町村が把握していた医療的ケア児数129人のうち、名簿掲載者数は47人で全体の約36%となりました。

次に、保育所等における医療的ケア児の受け入れ促進のための取り組みでございます。

県では今年度から医療的ケア児保育支援モデル事業を実施しているほか、令和2年度からは喀痰吸引等研修の対象に保育士を加え、保育所等において医療的ケアを行うことができる体制の整備を更に推進していくこととしています。また令和2年度から新たに医療的ケア児保育所等受け入れ促進事業として普及啓発フォーラムを開催するほか、保育事業者を対象として医療的ケア児保育に関する基本的な知識や技術を学ぶための研修会を開催することとし、令和2年度当初予算案に所用の経費を計上し本定例会においてご審議頂いているところです。

最後に、婦人相談員について県の配置状況と専門性を高めるための取り組みについてお答えいたします。

県が委嘱する婦人相談員は8名でございます。女性相談所に2名、県が設置する6箇所の地方福祉事務所に1名ずつの配置

となっております。

県では、婦人相談員の関連する法律や制度、施策について、十分な知識をうる事ができるよう、国主催の研究協議会をはじめとする各種研修の受講のほか、配偶者暴力相談支援センターの実務者や関係機関による会議等を開催し、婦人相談員に必要な情報の共有や事例検討等を行うなどその専門性の向上に努めています。

#### ○新井田浩県土整備部長

ご質問3点にお答えいたします。

まず県管理河川や青い森公園、青い森セントラルパークにおける除草剤の使用の有無とその理由についてです。

県では、県管理河川及び青い森公園、青い森セントラルパークの維持管理にあたって、グリホサートを含む除草剤は使用しておりません。その理由としては、当該除草剤を使用すると、種類にかかわらず散布した範囲すべての植物を枯らせてしまうことから、河川においては、堤防法面における洪水時の浸食防止機能や河川敷地における生物多様性が損なわれる恐れがあること、また、公園においては芝生広場や植栽などの緑地を管理する上で、適切でないことが挙げられます。

次に、旧陸上競技場の利活用についてのうち、耐震調査の結果と今後の方針についてです。

旧陸上競技場については、スタンド部分の耐震調査を実施したところであり、その結果、スタンド中央部分は大規模地震時には崩壊する危険性が高く、有効な補強方法がないことから改築もしくは解体を検討すべき、また拡張した北側部分は倒壊する危険性がある、南側部分は倒壊の危険性は低い、とそれぞれ判定されたところです。

県ではこの結果を踏まえ、倒壊等による事故防止の観点から、2月21日に注意喚起の掲示を行うとともに、2月29日にはスタンド及びその周辺を立ち入り禁止とする措置を講じたところです。

今後の利活用については、現状のままで競技施設として利用することは困難であると考えていますが、青森市や関係団体等にも耐震

調査の結果等を情報提供したうえで、意見をお聞きし方針を定めていきたいと考えています。

次に、継続利用を望む声に対応するためには青森市の協力が不可欠とのお考えに対する県の考えについてです。

旧陸上競技場についてはスタンド部分の耐震調査を行った結果、施設の安全性が確保されていないことが明らかとなったことから、現状のままで競技施設として継続利用することは困難であると考えていますが、耐震調査の結果を青森市にも情報提供したうえで意見をお聞きし、今後の利活用方針を定めていきたいと考えています。

#### ○貝守弘危機管理局長

県内原子力施設の安全対策についてのご質問2点についてお答えいたします。

まずは東通原子力発電所に設けられている耐圧強化ベント系の設備はどのような事態に用いることを想定しているのかについてお答えいたします。

東北電力株式会社によると、東通原子力発電所の新規規制基準適合にかかる申請において、配管の破断による冷却材の喪失など原子炉の冷却機能にトラブルが発生した場合、注水により炉心を冷却する非常用炉心冷却系や炉心の残留熱を熱交換器で冷却する残留熱除去系などで対処するが、これらの設備が機能を喪失した場合においても炉心の著しい損傷や原子炉格納容器の破損を防止できるよう、可搬型の熱交換器ユニットフィルタ付格納容器ベントなどとともに耐圧強化ベント系を用いて冷却することとしている。

耐圧強化ベント系及びフィルタ付格納容器ベントは、原子炉格納容器内の熱を大気に放出し冷却する設備があり、炉心の損傷が発生する前は両設備を用い、炉心の損傷が発生した場合は耐圧強化ベント系は用いず、放射性物質を除去可能なフィルタ付格納容器ベントのみを用いるとのことでした。

次に、県は独自に県内原子力施設に対する安全性等の検証を行うべきとの考えについての見解です。

原子力施設の安全確保については、第一に

事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づいて一元的に安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本です。

そのうえで県では、県民の安全・安心に重点をおいた対応を行う観点から、これまで原子力施設の立地要請や安全協定の締結などの節目節目において安全性をはじめとした総合的な視点により、県内原子力施設に係る検証を実施していました。

県内原子力施設については現在、国による新規制基準への適合性審査が継続しており、検証を取りまとめる段階にはありませんが、事業者の対応状況等を注視しながら適切に対応してまいります。

#### ○石川浩明エネルギー総合対策局長

ご質問3点についてお答えいたします。

まずは原子力関係でございます。

むつ市の使用済み燃料中間貯蔵施設で一時貯蔵後の使用済み燃料の再処理についてです。

東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社によりますと、エネルギー基本計画は、使用済み燃料を再処理する核燃料サイクルの推進を基本方針としており、むつ中間貯蔵施設に保管される使用済み燃料につきましても利用可能な再処理工場にて再処理を行うものと考えている、とのことでもあります。

次に再生可能エネルギーについてでございます。

エネルギー産業振興戦力に掲げる戦略プロジェクトの取り組み状況について、県では平成28年3月に策定いたしました。

エネルギー産業振興戦略に基づきまして、再生可能エネルギーの導入拡大を地域の産業振興につなげるための様々な取り組みを進めてきたところでございますが、戦略では太陽光や風力などの貴重なエネルギー分野ごとに戦略プロジェクトを掲げております。

具体的には、風力発電設備のメンテナンス関連業務への地元企業への参入促進や、バイオマス等の地域資源を活用した新たなエネルギー事業の創出に向けた取り組みの支援のほ

か、工場排熱など未利用熱の活用などの取り組みを進めているところでございます。

今回、吉俣議員から様々ご提案をいただきましたが、今年度はさらにこれまでの取り組みの成果を検証し、戦略の再構築を行うため、再生可能エネルギー発電事業等による事業効果及び雇用創出効果など経済効果に関する調査を実施してございまして、今後の取り組みにおける方向性等を検討していくこととしております。

県といたしましては引き続き、戦略に基づく取り組みを推進することによりまして本県のエネルギー産業の振興に取り組んでいきたいと考えてございます。

最後に住宅用太陽光発電普及のための導入経費に対する支援についてでございます。

住宅用太陽光発電設備の導入に対する補助制度の創設につきましては、まずは私有財産の形成に繋がる直接的な支援となることに加えまして、もとより固定価格買取制度におきましては、導入に向けたインセンティブを含む固定価格での買取が一定の期間保障をされているということを踏まえる必要があるという風に考えてございます。

#### ○和嶋延寿教育長

ご質問6点にお答えいたします。

まず県立学校の教員の時間外勤務の状況についてです。

平成26年度に実施した勤務実態調査によると、教諭・講師のひと月当りの時間外勤務時間は、高等学校で約79時間、特別支援学校で約52時間となっております。また勤務実態調査の対象校を中心に平成30年度の時間外勤務時間を調査したところ、高等学校で約59時間、特別支援学校で約25時間となっております。いずれの講師も縮減が見られたところです。

次に県立学校の教員の勤務時間の把握についてです。

県教育委員会では、県立学校において教員に配布されているパーソナルコンピューターでの操作により、出退勤時間が自動的に記録されるシステムを導入しており、校長が客観的な方法で教員の勤務時間を把握しておりま



す。県教育委員会ではこれまで、県立学校の教員の勤務時間を必要に応じて確認していましたが、今後は定期的に報告させることとしております。

次に、県立高等学校における校則のあり方にかかる県教育委員会の考えについてです。

校則は生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、学校において生徒が順守すべき学習上・生活上の規律について校長が定めるものであり、校則の運用にあたっては内容や必要性について生徒・保護者との間に共通理解をはかることが重要です。

また校則の内容については、生徒や学校の実情、保護者の考え方、地域の状況や社会環境の変化等を踏まえて、積極的に見直す必要がある。見直しにあたっては生徒の人権に配慮しつつ、生徒が話し合う機会を設けるなど、生徒や保護者の意見を踏まえながら決定することが望ましいと考えております。

次に、グリホサートを含む除草剤の使用にかかるご質問のうち、公立学校における除草剤の使用状況及び使用に対する県教育委員会の考えについてです。

県内公立学校については市町村教育委員会が所管することから、使用状況については把握しておりませんが、県立学校については、八戸盲聾学校のように同じ敷地内に複数の学校が所在する場合を1校として数えると、令和元年度において、敷地内で除草剤を使用した県立学校は78校のうち73校となっております。また、除草剤を使用している73校のうちグリホサートを含む除草剤を使用した学校は62校となっております。

県教育委員会といたしましては、グリホサートは国の食品安全委員会において農薬としての使用方法を順守する限りにおいては人に対する健康へのリスクはないと評価されていることから、適切な使用について各学校に働き掛けてまいります。

次に、県立特別支援学校の施設において医療的ケア児に放課後等デイサービスなどの提供を希望する事業者への施設の貸し出しについてです。

県立特別支援学校の施設について事業者か

ら貸し出しの希望があった場合、十分な空き教室等があること、事業者が行うサービスの計画・事業者の信用・資産の状況等を確認した結果、教育活動や管理上の支障がないことなど一定の条件を満たした場合には貸し出しを行うことも可能となっております。

次に、新陸上競技場におけるバリアフリーの基本的な考え方と障がい者のニーズへの対応についてです。

新陸上競技場ではいわゆるバリアフリー新法や青森県福祉のまちづくり条例に基づき、通路等において段差を設けないことを基本として、多目的トイレ・エレベーター・手すりや点字ブロックを設置するなどバリアフリー化が図られております。

また、施設運営にあたっては障がい者などの利用者の要望に可能な限り対応することとしています。例えば、会議室等には施設内への水の侵入を防止するため出入り口に約10センチの段差が設けられており、車椅子の利用者向けには段差のない室内の通路が整備されておりますが、利便性の向上を図るため持ち運び可能な、スロープを9台整備したところとです。

今後とも障がい者などの利用者の声に適切に対応し、障害の種類や程度に応じて合理的配慮が提供できるようサービスの向上に努めてまいります。

○よしまた議員

答弁ありがとうございます。再質問を行います。

最初に核兵器禁止条約の問題について意見を述べておきたいと思っております。

県内で被爆者手帳を持っている方は60人ほどで、平均年齢は80歳を超えていると思っております。

被爆体験を直接うかがえる最後の世代として、核兵器の惨状を後世に伝え、絶対に繰り返させないためにも、被爆者の皆さんから直接話を伺うことは極めて大事だと思います。知事自身が被爆者に会い、その思いに深く耳を傾けてほしいということを要望しておきます。

医療的ケア児の支援体制について伺いま

す。

放課後デイサービスなどの提供の問題ですが、先ほど様々な条件を得れば可能だということでした。仕組みとしては可能だということなのだと思いますが、特別支援学校で放課後デイなどを行う最大のメリットは、移動が不要だということです。また、事業者にとっても参入しやすいと思います。これは青森県で生まれれば画期的なことになります。ぜひ後押ししてほしいと思います。

特別支援学校の施設を使ったサービスの実施へ力を尽くすべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○和嶋教育長

いまお話がございましたように、子どもたちにとってなるべく負担がかからない形での様々なサービスの提供というものは、私も必要だと思っています。

一方で特別支援学校を直接利用していただくということについては、先ほどお話をしましたような空き教室があるとか様々な条件をクリアする必要があると思っておりますので、その条件がクリアできれば、先ほどもお答えいたしました、利用は可能だという風に考えております。以上です。

#### ○よしまた議員

子どもたちに負担がかからない形でのサービスが利用できるように、という思いを語っていただきました。

ぜひそういう角度で積極的に、もちろん条件は必要なわけですが、積極的に対応いただきたいと思います。

教員の勤務時間のことについて伺います。これをなぜ聞いたかということ、変形労働時間制を教員に適用しようとするれば、まず全員がガイドライン以下じゃないとだめだというのが大前提になるからです。

結局、残業時間がどうかということを見ると時間の管理がちゃんとできているかという話になります。

先ほどパソコンを使って時間管理ということになっていましたが、これは悪意があるか善意があるか別にしても、このシステムには

主観が入り込むようだとダメなんですね、客観的にならないですから。そういうシステムになっているのでしょうか。

#### ○和嶋教育長

今、先ほど答弁しましたように、一人一人の先生方がご自身の配布されているコンピューターの操作をして時間を記録される形となっております。その意味ではそれを、例えば出張等を研修とか活動の大会の引率等でその日朝出勤できない、もしくは帰ってきたときに勤務の時間をボタンを押すことができないというような状況があるので、その部分で、それを後で修正していただく、追加していただくというような機能は待たせているところです。

この勤務時間の管理というのは、まさに議員お話のとおり、一人一人の教員の時間を管理しながら、健康被害がないようにということも含めて管理することは必要でございますので、そこは一人一人にはきちんとした形で、出勤したらまずボタンを押していただく、勤務時間の終了時には押していただくということを徹底をしているところであり、これからもそこはきちんと一人一人の教員にさせていただくことに努めていきたいと思っています。

#### ○よしまた議員

「徹底していきたい」ということはやっぱり、私的な入力が可能なんじゃないかなと少し危惧するんです。

先生方だから心配なんです。なぜかという、先生方は残業代が出ないからです。だから先生方のインセンティブとして時間管理をしっかりやる必要がないんですね、本来は。

だから、働き方改革で時間が減ったという答弁がありますが、これも客観的な時間管理の上でどうかということをもうちょっとわかりたいという風に思っております。

夏休みのまとめ取りというのは今でも可能です。例えば行政研修や夏の業務を大幅に削減すること、休日出勤や超過勤務に対する代休確保を厳格に行うこと、これをやれば夏休みのまとめ取りは今でもできるんですね。さ

らに前提とされている時間、ガイドライン以下になっていないと、全員がならないとダメなのになっていない、と。変形労働時間制導入の前提がないということを指摘しておきたいと思います。

原子力施設の安全対策についてお聞きします。

規制基準は世界で最も厳しいかどうかを性能に着目して、ベントの問題を聞きました。

耐圧強化ベントは炉心損傷後には使用しないと答弁されましたが、これは適合性審査133回（平成26年8月）にも同じ議論があります。当時の更田委員——いま委員長をされている方です——が、「耐圧強化ベントラインは、最後の奥の手として残しておくという考え方と、もうこれは期待しないですという二つがあったと。どちら側の戦略をとっているんですか」と。聞かれた東北電力はこう答えています。「もちろんフィルタベントは最優先、しかしそれが本当に開くのか万能なのかあらゆるときにいろんなことを考えると、やはり最後のラストリゾート、というかそういう形で耐圧強化ベントラインは残しておきたい。」

ラストリゾートというのは、最終手段というような趣旨だと思うんですけど、そもそもですね、実際の事故時に、炉心が損傷しているかどうかを確認することができるのか。

耐圧強化ベントについてはフィルタはついていません。規制基準の考え方とか色々読みました。いたるところで、格納容器を守るためには耐圧強化ベントは必要だという説明になっているんですよ。

結局、「閉じ込める」というけど、ベントを使うということは、閉じ込めることを諦めた、ということでしょうか。

#### ○貝守危機管理局長

東北電力株式会社によりますと、耐圧強化ベント系は炉心損傷前に限り、使用することとしており、格納容器内に放射性物質の放出が想定される炉心損傷後においては、耐圧強化ベント系を使用せず、放射性物質を除去可能なフィルタ付き格納容器ベントのみを使用することから、放射性物質の閉じ込めを放棄

しているものではないと考えている、とのこと。

#### ○よしまた議員

その説明はちょっと無理があるんです。なぜなら規制委員会が出している規制基準の考え方にこう書いています。

「どのような異常事態が生じて、発電用原子炉施設内の放射性物質を外部の環境に放出させることは絶対にないといった達成不可能な安全性をいうものじゃない」と

規制基準だって、そもそも（放射性物質を）出すことを前提として作っているんですよ。

さらに具体的に聞きます。

規制基準では、セシウムの放出量は100テラベクレルまで認められています。認められていること自体放出することを前提としているわけですが、女川原発2号機、適合性審査合格しましたが、耐圧強化ベントからのセシウム放出量を最大いくらと想定しているのでしょうか。

#### ○貝守危機管理局長

東北電力株式会社によりますと、女川原子力発電所2号機の新規制基準適合にかかる審査において、耐圧強化ベント系を炉心損傷後に使用した場合、セシウム137の放出量は、最大約360テラベクレルと基準の100テラベクレルを上回ると評価しているが、当該評価は、耐圧強化ベント系を炉心損傷後には使用しない理由を説明したものである。炉心損傷後はフィルタ付き格納容器ベントのみを用いることから、セシウム137の放出量は約1.4テラベクレルと基準を大きく下回る、というような説明でございます。

#### ○よしまた議員

フィルタベントで放出量が抑制されるというのは分かるんです。抑制をするけども出すんです、やっぱり。閉じ込めるにならないんです。

色々読んでも、漏洩率を低減させるとか書いてますけど、さらにフィルタベントそのものは、フィルタが目詰まりすれば動かない可能性がある。さらに言うと耐圧強化ベントに



については、福島原発第一事故でどういう挙動をとったかわからないとあって、規制委員会も東京電力もいま、未説明問題として議論しているんですよ。

従って、耐圧強化ベントはついてる以上はいつ使うかわからない、と。そしてその最大量が100テラベクレルまで許されてるはずなのに、360テラベクレルまで東北電力自身が試算を出したということで重く受け止めないとダメだと思うんです。

なぜこういう風になってるのかと、これ偶然ではありません。

(なぜ)規制基準を上回る放出量なのに合格しているかと。規制基準の仕組みに根拠があります。壇上でも言いましたが、設置許可基準の策定にあたっては、原子力規制委員会の裁量が認められています。この裁量は社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情も見定め、専門技術的裁量により選び取るほかないと(「規制基準の考え方」で)解説している。裁量が認められているということは価値判断が入るんですよ。

仮に世界でもっとも厳しい規制基準だったとしても、それを適用する際には裁量が加わる。であれば、その裁量が的確であるかどうかを県は県の立場でしっかりと検証する必要があるんじゃないでしょうか。

#### ○貝守危機管理局長

原子力施設の安全確保につきましては、第一義的には事業者が責任をもって取り組むとともに法令に基づいて、一元的に安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本です。

このため県としては、これまで国や事業者の責任を確認し具体的な対応を求めてきたところであり、また県内原子力施設については、事業者との間で安全協定を締結するなど、安全確保を第一義とする姿勢を検知しながら慎重に対処してきたところでございます。

こうした前提の上で県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、節目節目において、安全性をはじめとして総合的な視点により県内原子力施設にかかる検証を行っているものでございます。

今後とも事業者等の動きを注視しながら、適切に対処していきたいと思っております。

#### ○よしまた議員

かつて本県でも福島原発事故後ですが、原子力安全対策検証委員会が独自の検証を行っています。

十分だったとは思いませんが、それでもなお、県民の安全・安心を重視する観点から国や事業所が講じた安全対策を独自に厳しく検証するために設置されたと。すくなくとも本県でもこういうことやったんですね。

だからそれならこれから先もこういう取り組みをやったら——十分だったとは思わないけども、やったらどうかという風に思います。

引き続き委員会もありますので聞いていきたいと思っております。以上で終わります。